		日	号外	ページ
一八	知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件の一部を改正する件	九		五
一九	知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件の一部を改正する件	九		五
二〇	知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件	九		五
二一	知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を定める件の一部を改正する件	九		五
二二	霧島屋久国立公園の公園区域の変更及び霧島錦江湾国立公園に名称変更する件	一六	59	二五
二三	霧島錦江湾国立公園の公園計画を変更する件	一六	59	二五
二四	霧島錦江湾国立公園の特別地域を変更する件	一六	59	二七
二五	霧島錦江湾国立公園の特別保護地区の区域を変更する件	一六	59	二七
二六	霧島錦江湾国立公園の海域公園地区を指定する件	一六	59	二八
二七	霧島錦江湾国立公園の海域公園地区の区域を変更する件	一六	59	二八
二八	霧島錦江湾国立公園の海域公園地区の指定を解除する件	一六	59	二八
二九	霧島錦江湾国立公園の集団施設地区の指定を解除する件	一六	59	二八
三〇	屋久島国立公園を指定する件	一六	59	二八
三一	屋久島国立公園の公園計画を決定する件	一六	59	二八
三二	屋久島国立公園の特別地域を指定する件	一六	59	二九
三三	屋久島国立公園の乗入れ規制区域を指定する件	一六	59	三〇
三四	屋久島国立公園の特別保護地区を指定する件	一六	59	三〇
三五	屋久島国立公園の海域公園地区を指定する件	一六	59	三〇
三六	屋久島国立公園の集団施設地区を指定する件	一六	59	三〇
三七	国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷してはならない山岳に生息する動物その他の動物を指定する件の一部を改正する件	一六	59	三〇
三八	国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件の一部を改正する件	一六	59	三〇
三九	自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件	一六	59	三二
四〇	自然公園法施行令附則第三項に規定する指定区域の一部を改正する件	一六	59	三六
四一	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件	二二		九
四二	西表石垣国立公園の公園区域を変更する件	二七		七
四三	西表石垣国立公園の公園計画を変更する件	二七		七
四四	西表石垣国立公園の特別地域の区域を変更する件	二七		八
四五	西表石垣国立公園の特別保護地区の区域を変更する件	二七		八
四六	西表石垣国立公園の海域公園地区を指定する件	二七		八
四七	西表石垣国立公園の海域公園地区の区域を変更する件	二七		八
四八	阿蘇くじゅう国立公園の公園計画を変更する件	二七		八
四九	阿蘇くじゅう国立公園の特別地域の区域を変更する件	二七		八
五〇	越前加賀海岸国定公園の区域を変更する件	二七		八
五一	越前加賀海岸国定公園の公園計画を変更する件	二七		九
五二	琵琶湖国定公園の公園計画を変更する件	二七		九
五三	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件	三〇		七
五四	騒音に係る環境基準についての一部を改正する件	三〇		七
五五	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件	三〇		七
五六	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準の一部を改正する件	三〇		七
五七	公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件	三〇	73	七〇
五八	公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件	三〇	73	七〇
五九	都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件	三〇	74	三〇二
	〇防　衛　省			
五二	海上における射撃訓練を実施する件	一		九
五三	海上における投下訓練を実施する件	一		九
五四―五六	海上における射撃訓練等を実施する件	九		五
五七―五九	海上における空対空射撃訓練を実施する件	一六		八
六〇	海上における射撃訓練を実施する件	一六		九
六一―六三	〃	一九		八
六四―六六	海上における射撃訓練等を実施する件	一九		八
六七―七〇	海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件	二三		七
七一―七二	海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件	二三		八
七三	アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件	二九		一一